

I. 背景

- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法は水産加工業者等による製造・加工施設の整備等に対し、株式会社日本政策金融公庫が貸付業務の特例として長期・低利による資金の貸付けを可能としている。
- 現行法は「平成35年（令和5年）3月31日」が有効期限となっているが、水産加工業をめぐる厳しい原材料の供給事情と水産加工品の貿易事情を踏まれば、水産加工業者等が原材料転換に伴う施設整備等をするときの長期・低利融資を引き続き可能とする必要がある。
- 仮に現行法が本年度末に失効した場合、株式会社日本政策金融公庫による水産加工業者等に対するより低利な融資が実施できなくなり、水産加工施設の整備等に支障が生ずることから、年度内に本法律案が成立し、施行される必要がある。

〈融資実績（H28年～R3年度実績）〉

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
金額 (億円)	69	69	68	57	57	36	356 (うち震災 99)
件数 (件)	46	50	56	43	32	35	262 (うち震災 60)

注：「うち震災」とは、被災地域における貸付けであって、「水産関係資金無利子化事業」又は「水産関係公庫資金無担保・無保証人事業」又は「東日本大震災に対処するための農林水産省関連政令の特例に関する政令」（平成23年政令第136号）第5条に基づく貸付条件の特例のいずれかを活用している貸付案件の総計をいう。

II. 法律案の概要

〈法律の有効期間の延長〉

- **法律の有効期限を5年間（令和10年3月31日まで）延長**

最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、令和9年度末までの間、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとする。

III. 施行期日

公布の日から施行